
寝屋川市障害福祉計画（第2期計画）

（案）

目 次

計画の策定にあたって	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定方法	2
5. 計画の進行管理	3
障害福祉サービス等の推進方策	4
1. 障害福祉サービス等を推進していくうえでの考え方	4
2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策	6
(1) 障害福祉サービスの推進の考え方と確保策	6
(2) 地域生活支援事業の内容と事業量	11
(3) サービス提供体制の確保と利用促進のための取り組み	16
3. 地域生活への移行・一般就労への移行に関する目標と推進方策	18
(1) 地域生活への移行	18
(2) 福祉施設から一般就労への移行	19
障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項	21
1. 総合的な相談支援によるニーズの把握と、サービスへの的確なつなぎ、 新たなサービス開発に向けた連携のしくみづくり	21
2. ライフステージを通じた発達支援のネットワークと、療育・教育支援、 生活支援のしくみづくり	25
3. 関係機関・団体等との連携による就労・日中活動の場の拡大と、 移行・定着のための支援の充実	27

寝屋川市

計画の策定にあたって

1. 計画の目的

障害がある人の地域生活と就労をすすめ、自立を支援することを目的とした障害者自立支援法が平成18年度に施行され、障害福祉サービスは身体障害・知的障害・精神障害の三障害を一元化した新体系のサービスとして実施することになりました。

必要なサービスを的確に提供するため、すべての市町村が3年を1期とした障害福祉計画を策定することになりました。本市では、平成19年3月に「寝屋川市障害福祉計画（第1期計画）」（計画期間は平成18～20年度）を策定し、事業者等と連携して障害福祉サービスや地域生活支援事業を推進するとともに、障害福祉サービス等を推進するしくみづくりに取り組んできました。新体系のサービスは徐々に増加し、利用者数や利用量も増えてきています。また、利用者負担やサービスを提供する事業者への報酬のあり方など、制度運用や制度改正に向けた検討もすすんできています。

あわせて本市では、今後の障害者支援の基本方向となる「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」を平成20年3月に策定しました。この計画は「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり」を基本理念に掲げ、市民、関係団体、事業者等と連携し、みんなでノーマライゼーションのまちづくりをすすめていくことをめざしています。また、計画を効果的に推進していくために、社会情勢や課題等に応じて重点的に取り組む事項等を、障害福祉計画で定めながら実施していくものとしています。

こうした状況をふまえ、新体系のサービスへの移行を完了する平成23年度を目標年次として、障害福祉サービス等を的確に提供していくための方策と、障害者長期計画とも連動して障害者支援を推進していくために取り組む事項を定めるよう、第2期の障害福祉計画を策定しました。

2. 計画の位置づけ

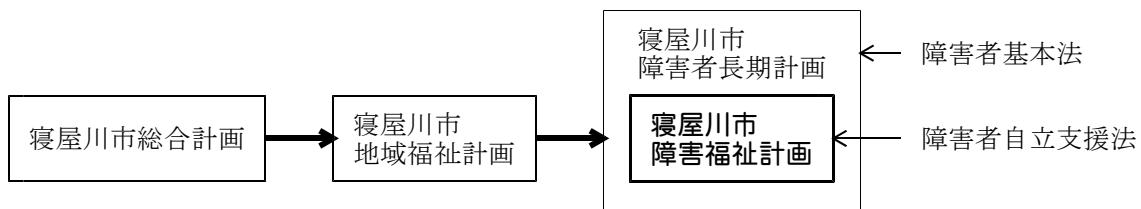
この計画は、障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画であり、本市のまちづくりの基本方針である「寝屋川市総合計画」、保健福祉のマスタープランである「寝屋川市地域福祉計画」との整合性にも配慮するとともに、国や大阪府の基本指針をふまえて策定しました。

また、本市における障害者支援の基本方向を示す「寝屋川市障害者長期計画」を具体的に推進していくための計画として、3年間に重点的に取り組むべき事項等についても盛り込みました。

なお、障害者自立支援法の見直しに係る検討が社会保障審議会ですすめられ、平成21年度以降に制度の改正が予定されていることから、この計画に記載した内容については、新たな制度に対応するよう適宜見直しを行いながら、推進していくものとしま

す。

障害福祉計画の位置づけ



3. 計画の期間

この計画は、障害福祉計画の策定に係る国の基本指針に基づき、平成21年度から平成23年度までの3年間の計画として策定しました。

障害福祉計画の期間

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	→
寝屋川市障害福祉計画 (第1期計画)	寝屋川市障害福祉計画 (第2期計画)	寝屋川市障害福祉計画 (第3期計画)	寝屋川市障害福祉計画 (第4期計画)									→
10年度～寝屋川市 障害者長期計画												→

The table shows the timeline of the three plans. The first row lists the years from 18 to 29. The second row shows the four phases of the Disability Welfare Plan. The third row shows the corresponding period for the Long-term Plan.

4. 計画の策定方法

この計画は、「寝屋川市障害者長期計画」と密接に連動して策定・推進していくよう、公募による市民および当事者・事業者等の関係団体・機関代表者等が参加する「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」における意見交換をふまえて策定しました。

また、市民の意見を広く聴くため、計画素案に対するパブリックコメントを実施するとともに、当事者のニーズを広く把握するためのアンケートや事業者・関係団体等へのヒアリング等を実施し、「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」での意見交換に反映しました。

5. 計画の進行管理

この計画は、「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」において、計画に基づく事業の推進方法に関する検討や、進捗状況の点検・評価などを行い、「寝屋川市障害者長期計画」と連動して推進していきます。

また、「障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項」をはじめとした各々の取り組みについては、「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」と一体的な運営を図っていく「寝屋川市地域自立支援協議会」の全体会、部会、ワーキング、プロジェクトチーム等を通じて、市民、関係団体、事業者等との役割分担と協働のもとで推進していきます。

障害福祉サービス等の推進方策

1. 障害福祉サービス等を推進していくうえでの考え方

(1) 相談支援とサービス提供が連携した総合的・継続的な支援を推進します

障害者自立支援法が施行され、三障害を一元化した新体系のサービスが開始されて2年あまりが経過しました。各サービスの提供体制は、サービスによって違いはあるものの、逐次、充実が図られてきており、これらのサービスが障害のある人の地域での自立生活を支援するために効果的に利用されるしくみをいっそう充実していくことが求められています。

障害福祉サービス等は、利用者の自己決定を尊重し、契約によりサービスを利用する制度であることから、多様なサービスを的確に利用していくうえで、相談支援が「要」の役割を担っています。支援のニーズを把握し、一人ひとりの思いと主体性を尊重して“自分らしい暮らし”を実現するうえで必要な支援につないでいくよう、当事者、関係団体、事業者、行政、関係機関等が地域自立支援協議会などを通じて役割を分担し、連携してケアマネジメントの視点にたった総合的・継続的な支援ができるしくみをいっそう強化していきます。

(2) ニーズに対応した質の高いサービスの提供体制を確立します

新体系のサービスの充実が図られてきていますが、実施する事業者が少なかつたり、高い専門性をもつ従事者の確保が難しいなどのために、現状では市民のニーズを十分に充足できないものもあります。これらのなかには、サービスを提供するうえでの基準や報酬など制度の改善が求められるものもあるため、利用者や事業者の意見をふまえて国・府に提案や要望を行いながら、地域のさまざまな力が協働することでニーズに対応できるサービス提供体制を確立していくよう、連携して推進します。

また、障害者の日中活動や生活の場となる施設（通所・入所）サービスが、この計画の期間中（平成23年度末まで）に新体系のサービス（日中活動系サービス・居住系サービス）にスムーズに移行するよういっそう推進します。

あわせて、すべてのサービスを、利用者の意思を尊重し、主体性を高めながら自立を支援する質の高いものにし、虐待防止なども含め、権利擁護の視点にたったサービス提供をすすめていくために、事業者・従事者の意識や技術等をいっそうレベルアップしていくよう、連携して取り組んでいきます。

(3) 地域と密着した支援のしくみづくりをめざします

障害のある人が、身近な地域でつながりをもって生活できるよう、地域のさまざまな力を活かして、できるだけ地域と密着した支援ができるしくみづくりをめざしていきます。

そのために、市内での提供体制が不十分なサービス等について、市内の事業所が新たな事業を実施したり、NPO法人等も含めた新たな担い手が参入できるよう、地域

自立支援協議会などを通じて連携を広げながら、取り組んでいきます。

また、地域で主体的に行われているさまざまな福祉活動や当事者活動、生活に関わる多様なサービス等とも連携して、一人ひとりのニーズに柔軟に対応したきめ細かな支援をすすめていくよう、「だれもが地域とつながりをもち、安心して心豊かに暮らせるよう、地域の力をあわせて、地域にあった福祉をつくる」という地域福祉の視点にたって、関連分野の取り組み等とも協働しながら推進していきます。

2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策

(1) 障害福祉サービスの推進の考え方と確保策

自立支援給付（介護給付・訓練等給付）による障害福祉サービスは、つぎの考え方に基づいて推進していきます。

また、1か月あたりのサービス見込量は、第1期計画での利用実績や新たなニーズを勘案して、以下のとおり推計します。

①訪問系サービス

自宅での介護・家事援助や外出時の移動支援などを行う訪問系サービスは、市内・市外の事業所により、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の各サービスが提供されています。

各サービスをニーズに応じて提供できるよう、サービス提供事業者とヘルパー等の従事者の確保に努めます。特に、高い専門性が必要とされる重度訪問介護や行動援護ができるヘルパーを確保するよう、新規の参入等を含めて事業者に呼びかけるとともに、事業が安定的に実施できる適正な報酬体系とすることなどを国に要望していきます。

訪問系サービスの見込量（1か月あたり）(単位：時間 [()は利用者数])

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	居宅介護	3,729 (113)	3,762 (114)	3,828 (116)
	重度訪問介護	3,118 (25)	3,492 (28)	3,866 (31)
	重度障害者等包括支援	388 (2)	388 (2)	388 (2)
知的障害者	居宅介護	1,000 (40)	1,050 (42)	1,100 (44)
	行動援護	402 (14)	546 (19)	718 (25)
	重度障害者等包括支援	483 (3)	483 (3)	483 (3)
精神障害者	居宅介護	1,504 (97)	1,705 (110)	1,876 (121)
	行動援護	15 (3)	20 (4)	20 (4)
障害児	居宅介護	675 (30)	698 (31)	720 (32)
	行動援護	32 (2)	64 (4)	79 (5)
合計	居宅介護	6,908 (280)	7,215 (297)	7,524 (313)
	重度訪問介護	3,118 (25)	3,492 (28)	3,866 (31)
	行動援護	449 (19)	630 (27)	817 (34)
	重度障害者等包括支援	871 (5)	871 (5)	871 (5)

②短期入所

介護者が病気などで自宅での介護ができないときや介護者の休息などのために、施設に宿泊して介護を行う短期入所は、市内・市外の事業所によってサービスが提供されていますが、専門性の高い支援が必要な場合や緊急的な対応などのために、市外の事業所も多く利用されています。

必要なときに利用できるよう、各事業者の受け入れ体制を充実するとともに、新規の参入等についてもいっそう呼びかけていきます。

また、緊急のニーズに的確に対応できるよう、事業者等による情報の共有やコーディネートのしくみづくりを検討します。

短期入所の見込量（1か月あたり）

(単位：人日(延べ日数) [()は利用者数])

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
短期入所	身体障害者	125 (23)	130 (24)	141 (26)
	知的障害者	354 (35)	374 (37)	394 (39)
	精神障害者	20 (4)	35 (7)	45 (9)
	障害児	68 (15)	72 (16)	77 (17)
	合計	567 (77)	611 (84)	657 (91)

③日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障害者自立支援法に基づく新体系のサービスとして、介護給付の生活介護、療養介護、児童デイサービス、訓練等給付の自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）と、平成23年度までは旧法に基づく通所施設や小規模通所授産施設による旧法施設支援が、市内・市外の事業所によって提供されています。なお、自立訓練（機能訓練・生活訓練）と就労継続支援A型は市内には事業所がなく、市外の事業所が利用されています。

利用者のニーズにあった生活支援や就労支援のサービスを提供していくために、市内の事業者の新体系のサービスへのスムーズな移行を促進するとともに、支援学校の卒業者や入所施設や医療機関から地域生活に移行する人などのニーズに対応できるよう、地域自立支援協議会等を通じて施設協議会等と連携し、いっそう推進します。

また、市内での確保が難しいサービスについては、近隣の事業所が利用しやすくなるよう、連携の強化や情報提供の充実に努めます。

あわせて、就労移行を着実にすすめるための支援や工賃アップの取り組み、重度の障害がある人のニーズに対応した活動づくりなどの支援内容の充実についても、地域自立支援協議会等を通じて施設協議会等と連携して推進します。

→【「重点的に取り組む事項」(p. 27~28) として推進します】

日中活動系サービスの見込量（1か月あたり）

(単位：人日（延べ日数）〔（ ）は利用者数・療養介護は（人）〕)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	生活介護	618 (60)	752 (73)	752 (73)
	自立訓練（機能訓練）	42 (2)	42 (2)	42 (2)
	就労移行支援	22 (1)	22 (1)	44 (2)
	就労継続支援（A型）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	就労継続支援（B型）	240 (12)	340 (17)	400 (20)
	旧法施設支援	1,056 (48)	704 (32)	660 (30)
知的障害者	生活介護	4,360 (218)	5,080 (254)	5,360 (268)
	自立訓練（生活訓練）	31 (2)	47 (3)	47 (3)
	就労移行支援	961 (46)	1,108 (53)	1,087 (52)
	就労継続支援（A型）	44 (2)	66 (3)	110 (5)
	就労継続支援（B型）	1,293 (61)	1,632 (77)	2,078 (98)
	旧法施設支援	4,246 (193)	3,212 (146)	2,706 (123)
精神障害者	生活介護	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	自立訓練（生活訓練）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	就労移行支援	229 (12)	267 (14)	306 (16)
	就労継続支援（A型）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	就労継続支援（B型）	1,190 (61)	1,424 (73)	1,658 (85)
	旧法施設支援	132 (6)	88 (4)	88 (4)
合計	生活介護	4,978 (278)	5,832 (327)	6,112 (341)
	自立訓練	73 (4)	89 (5)	89 (5)
	就労移行支援	1,212 (59)	1,397 (68)	1,437 (70)
	就労継続支援（A型）	44 (2)	66 (3)	110 (5)
	就労継続支援（B型）	2,723 (134)	3,396 (167)	4,136 (203)
	旧法施設支援	5,434 (247)	4,004 (182)	3,454 (157)
療養介護（人）		1	1	1
児童デイサービス		180 (60)	180 (60)	180 (60)

④居住系サービス

居住系サービスは、障害者自立支援法に基づく新体系のサービスとして、介護給付の共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援、訓練等給付の共同生活援助（グループホーム）と、平成23年度までは旧法に基づく入所施設等による旧法施設入所が、市内・市外の事業所によって提供されています。

入所施設や医療機関から地域生活への移行をすすめるうえでの受け皿となるとともに、家族から自立して生活する場を提供していくために、共同生活介護（ケアホーム）や共同生活援助（グループホーム）の整備を、事業所等の協力を得て推進します。あわせて、家屋を確保しやすくするための「あんしん賃貸住宅」や府営住宅等の活用を含めた支援のしくみづくり、世話人の確保なども含めた地域とのいっそうの連携などを、地域自立支援協議会等を通じてすすめています。

また、事業の認可を行う府が事業者等といっそう連携を強化するよう要望するとともに、事業が安定的に実施できる適正な報酬体系とすることなどを国に要望しています。

居住系サービスの見込量

(単位：人)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	共同生活介護	1	1	1
	施設入所支援	17	26	27
	旧法施設入所	22	14	12
知的障害者	共同生活援助	104	113	122
	共同生活介護			
	施設入所支援	54	61	77
	旧法施設入所	46	37	18
精神障害者	共同生活援助	19	25	31
	共同生活介護			
	施設入所支援	1	1	1
	旧法施設入所	6	4	4
合計	共同生活援助	124	139	154
	共同生活介護			
	施設入所支援	72	88	105
	旧法施設入所	74	55	34

⑤相談支援（サービス利用計画作成）

地域生活に移行する人や家族等の支援が得られず自分で計画的なサービス調整を行うことが難しい利用者など、特に計画的な支援が必要な人にサービス利用計画を作成する相談支援が、指定相談支援事業所で提供されています。

地域で自立して生活していくうえで、利用者の主体形成を図りながら多様なサービスを効果的に利用するための支援をすすめるよう、サービス利用計画を積極的に活用しながら、市と相談支援事業所が連携してケアマネジメントの手法を活用した支援を行っていくよう推進します。

また、相談支援を行う体制を充実するよう事業者と連携して取り組むとともに、地域自立支援協議会等を通じた支援のネットワークを活かして、プランのレベルアップを図るよう推進します。

→【「重点的に取り組む事項」(p. 24)として推進します】

相談支援の見込量

(単位：人)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス利用計画作成	身体障害者	3	3	5
	知的障害者	10	11	13
	精神障害者	7	7	8
	合計	20	21	26

(2) 地域生活支援事業の内容と事業量

地域生活支援事業には、必須事業として相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の5つの事業があり、これら以外に市町村が判断して実施する任意事業があります。

第2期計画では、つぎの事業を実施します。

①相談支援事業【必須事業】

相談支援事業は、障害福祉サービス等をすすめるうえで「要」となる役割を担うものであり、関係機関・団体等が参加する地域自立支援協議会で検討・協議を行いながら、適切な事業を行っていくよう推進します。

[相談支援事業]

本市では、市が直接運営する2か所と、三障害に対応した専門性をもつ事業所に委託する3か所の、計5か所の事業所で相談支援事業を実施しており、第2期計画においても継続してこれらの事業所で実施します。

また、多様な障害に的確に対応できる相談支援を行っていくために、相談支援事業所と福祉事務所、専門相談機関等が連携してさまざまな相談に総合的に対応できる機能を充実するよう取り組みます。

→【「重点的に取り組む事項」(p. 23~24) として推進します】

[市町村相談支援機能強化事業]

相談支援事業の機能を強化するために専門的な職員を配置する市町村相談支援機能強化事業は、第2期計画でも引き続き1か所の相談支援事業所に委託し実施し、地域自立支援協議会の運営支援をはじめとした相談支援のネットワークの充実を、市と連携して推進します。

[地域自立支援協議会]

相談支援事業を適切に実施していくために、関係機関のネットワークづくりと事業の運営評価を行う地域自立支援協議会は、全体会、部会、ワーキングチームの3層構造で構築するよう、既存の連絡調整組織等の機能なども活用して取り組んでいます。

第2期計画では、これまでの取り組みの経過や障害者支援をとりまく状況の変化等もふまえながら、部会やワーキングの設置をすすめます。また、重点的な課題に具体的に対応するためのプロジェクトチームを設置します。

あわせて、これらの取り組みを効果的に展開していくために事務局機能の充実を図ります。 →【「重点的に取り組む事項」(p. 22~23) として推進します】

[住宅入居等支援事業（居住サポート事業）]

施設や医療機関から地域生活へ移行する人の住まいの確保などの支援を行う住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を、相談支援事業所と地域自立支援協議会の地域

生活支援部会等が連携しながら推進するよう検討し、実施していきます。

[成年後見制度利用支援事業]

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用を必要としながら親族等による申立が困難な人に対する市長申立と連動するとともに、委託相談支援事業所における相談支援のなかで実施しています。第2期計画でも引き続き実施します。

相談支援事業の事業量

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援事業 (か所)	5	5	5
市町村相談支援機能強化事業	実施	実施	実施
地域自立支援協議会	実施	実施	実施
住宅入居等支援(居住サポート)事業	未実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施

②コミュニケーション支援事業 [必須事業]

コミュニケーション支援事業として、聴覚や言語機能に障害がある人の社会参加を推進するよう、手話通訳者と要約筆記者の派遣を引き続き実施します。これらの事業は、より効果的な支援ができるよう派遣する活動等の範囲や、災害等の緊急時に対応できる派遣体制づくりについても検討しながら推進していきます。また、福祉事務所での手話通訳者の設置も引き続き実施します。

視覚に障害がある人の社会参加を促進するための点訳・音訳も引き続き推進します。

あわせて、視覚と聴覚の両方に障害のある人への支援なども含めた多様なニーズに対応した手話奉仕員・要約筆記奉仕員を確保するよう、手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修事業(※)を実施します。

(※)「その他の事業(任意事業)」として実施します。

コミュニケーション支援事業の事業量 (年間)

(単位：人(実利用者数))

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
手話通訳者の派遣	46	47	48
要約筆記者の派遣(個人派遣のみ)	4	4	4
手話通訳者の設置(設置人数)	2	2	3

③日常生活用具給付等事業【必須事業】

日常生活用具給付等事業として、介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費の給付を引き続き行います。なお、自立生活支援用具では火災警報器、情報・意思疎通支援用具ではデイジー再生機の利用を推進します。

日常生活用具給付等事業の事業量（年間）

(単位：件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護訓練支援用具	13	13	13
自立生活支援用具	93	95	99
在宅療養等支援用具	55	57	59
情報・意思疎通支援用具	92	94	97
排泄管理支援用具	5,175	5,330	5,490
住宅改修費	6	7	8

④移動支援事業【必須事業】

移動支援事業は、市内・市外の事業者と契約して、個別支援型、グループ支援型、車両移動型のサービスを実施しています。第2期計画においても継続して実施し、より安定して利用できるサービスにしていくよう努めます。

また、従事者（ガイドヘルパー）を確保するため実施している養成講座についても、事業者等の協力を得て継続して実施します。

移動支援事業の事業量（年間）

(単位：時間 [（ ）は利用者数])

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
移動支援事業	身体障害者	50,208 (168)	50,796 (170)	51,696 (173)
	知的障害者	27,828 (144)	29,568 (153)	30,720 (159)
	精神障害者	1,908 (6)	2,544 (8)	3,180 (10)
	障害児	16,884 (89)	17,256 (91)	17,832 (94)
	合計	96,828 (407)	100,164 (422)	103,428 (436)

⑤地域活動支援センター事業 [必須事業]

多様なニーズに対応した日中活動の場となる地域活動支援センター事業は、精神障害者への相談支援や日中活動支援を行うⅠ型と、デイサービス的な機能をもつⅡ型を、身体障害者福祉センター、東障害福祉センター（Ⅱ型）および市内の事業所に委託（Ⅰ型・Ⅱ型）して実施しており、第2期計画においても継続して実施します。

地域活動支援センター事業の事業量

(単位：か所 [()は利用者数])

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域活動支援センター	4 (178)	4 (178)	4 (178)
I型	1	1	1
II型	3	3	3

⑥その他の事業 [任意事業]

本市では、任意事業として下記の事業を実施します。

○日中一時支援事業

介護者が一時的に介護ができないとき（昼間）の支援や、日中の活動の場として、引き続き市内・市外の事業所と契約して実施します。また、障害児の日中活動の場を日中一時支援事業を活用して拡充するよういっそう推進します。

○訪問入浴サービス事業

家庭の浴槽での入浴が困難な人に、移動入浴車で訪問してサービスを提供します。

○社会参加促進事業

[スポーツ・レクリエーション教室開催等事業]

スポーツ・レクリエーションを通じてQOL（生活の質）の向上や社会参加をすすめるよう、スポーツ・レクリエーション教室やスポーツ大会を開催します。

[点字・声の広報発行事業]

「広報ねやがわ」を音訳した「声の広報」や「点字広報」を視覚障害者等に配付します。

[手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修事業]

手話奉仕員・要約筆記奉仕員を養成するための講座を実施します。また、手話通訳者・要約筆記者のレベルアップのための現任訓練も実施します。

[自動車改造助成事業]

重度の障害があり、就労などに自動車が必要な人が障害に適応した改造を行う際に、経費の一部を助成します。

○更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

更生訓練（就労移行支援、自立訓練、旧法施設支援）を受けている身体障害者の自立を促進するために、更生訓練費と就職支度金を給付します。

その他の事業の事業量（年間）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日中一時支援事業 (回)	2,885	2,972	3,061
訪問入浴サービス事業 (回)	262	270	278
自動車改造助成事業 (件)	5	8	10

(3) サービス提供体制の確保と利用促進のための取り組み

障害福祉サービスと地域生活支援事業を計画的に実施するとともに、必要なサービスが的確に利用されるよう、つぎの取り組みを推進します。

①サービスを提供する事業者の確保

各年度の見込量・事業量に対応したサービス提供体制を確保するため、地域自立支援協議会等を通じて市内で事業を実施している事業者等と連携し、各事業の推進を図ります。

また、十分な提供体制が確保できていないサービスについては、市内の事業者による実施や新規の参入を呼びかけるとともに、事業者間や地域、行政等が協働して実施していく方策等について、地域自立支援協議会でプロジェクトチームなども設置しながら検討していきます。

あわせて、事業を安定的に実施できる報酬体系とするよう、国に要望します。

②サービス提供を担う質の高い人材の確保

障害者支援に限らず、福祉や介護のサービスの提供に従事する人材は、確保と定着が困難になっていることをふまえ、適切な処遇を受けられる報酬体系とすることをはじめとした取り組みを積極的に推進するよう国に要望します。

あわせて、人と人がふれあう福祉の仕事のすばらしさと大切さを市民が理解し、福祉の仕事をめざす人を増やすとともに、誇りをもって働き続けられるよう、事業者連絡会や施設協議会等と連携して、啓発を推進します。

また、サービスを提供するうえでのスキルを高め、利用者の自立支援と権利擁護をすすめる質の高いサービスを提供すると同時に、定着して従事する意欲を高めていくために、各事業者が継続的な研修等を行えるよう、事業者連絡会や施設協議会等と連携して支援していきます。

③サービスを適切に利用するための支援の充実

支援を必要とする人が障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、制度やサービスについての情報提供等を、広報ねやがわや市のホームページ、各種パンフレットを活用して推進していきます。また、身近なところで「人と人のつながりによる情報提供」ができるよう、地域自立支援協議会等のネットワークを活かして取り組みます。

あわせて、福祉事務所、相談支援事業所、専門相談機関のネットワークを強化するとともに、当事者によるピアカウンセリング、他分野や地域の相談支援機能等とも連携して総合的な相談支援体制を確立し、ニーズを的確に把握して必要なサービスにつなぐよう推進します。

また、利用料の負担が必要なサービス利用を妨げることのないよう、負担軽減のための措置を適切に活用していきます。また、実情をふまえてさらなる対応が必要な事項等については、国・府に要望していくとともに、市としても検討していきます。

④障害福祉サービス等を利用する人の権利擁護の推進

障害福祉サービス等を利用する人の権利が守られ、安心して利用できるものとするよう、より質の高いサービスを提供するとともに、虐待等の発生の防止に取り組みます。そのために、継続的な研修等を通じて事業者や従事者の技術や意識を高めていくよう、事業者連絡会や施設協議会等と連携して推進します。

また、利用者の意見や苦情をサービスの改善につないでいくよう、各事業所において意見の聴取や第三者委員による調査などの活動を推進するとともに、地域自立支援協議会の部会やワーキング等でも取り組んでいきます。

さらに、市の窓口や市が実施しているオンブズパーソン（苦情調整委員）制度を通じて課題を把握し、改善に向けて指導や勧告を行っていくとともに、権利擁護に関する支援を行う「(仮称)権利擁護支援センター」の設置についても検討していきます。

3. 地域生活への移行・一般就労への移行に関する目標と推進方策

障害者の自立支援をすすめるうえでの重点的な取り組みとして、福祉施設や医療機関で暮らしている人の地域生活への移行と、福祉施設で就労訓練等を行っている人の一般就労への移行を推進するよう、目標と推進方策をつぎのようく定めます。

(1) 地域生活への移行

【目標値】

①福祉施設で生活していて、地域生活への移行をすすめる人

国は、第1期障害福祉計画の基本指針で、平成23年度末までに福祉施設で生活している人の1割以上が地域生活に移行するとともに、施設入所者数を7%以上削減することを基本として、地域の実情に応じて目標とするものと定め、第2期計画においてもこの目標は変更しないこととしています。

一方、大阪府では、施設で生活している人の23%の人について地域生活への移行をすすめるものとしています。

本市では平成18～19年度の2年間に16人が地域での生活に移行されています。この実績をふまるとともに、施設で生活している人の意向を勘案し、第2期計画では平成23年度末までに、平成17年10月の時点で施設で生活していた174人の約23%にあたる40人が、地域生活に移行することをめざすものとします。

また、平成23年度末の施設入所支援の見込量を139人とし、174人から約20%の削減をめざすものとします。

②社会的入院の状況にあって、地域生活への移行をすすめる人

国は、第1期障害福祉計画の基本指針で、受け入れ条件が整えば退院可能な精神科病院入院患者7万人の退院促進を図るものと定め、第2期計画においてもこの目標は変更しないこととしています。

一方、大阪府はこれまでの退院促進支援事業等の実績をふまえ、府内で平成23年度までに退院可能な人を1,908人と設定しています。これを人口で按分すると本市では27人となります。

本市では、この大阪府の考え方に基づき、平成23年度末までに27人が地域生活に移行することをめざすものとします。

施設・病院から地域生活に移行する人の目標

(単位：人)

	実 績			目 標		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設から移行	11	5	(5)	6	6	7
累計	11	16	(21)	27	33	40
病院から移行	0	7	(5)	5	5	5
累計	0	7	(12)	17	22	27

(※) 平成20年度は推計値、平成18年度実績は平成17年度分(10月以降)を含む

【推進方策】

- *施設や病院から地域に移行し、自立して生活するうえで必要となるさまざまな支援の調整、地域との協力関係の確立、利用者自身の自立意識の高揚などを総合的に支援するとともに、必要に応じて新たな資源の開発などもすすめていくよう、地域自立支援協議会などを通じた関係機関の連携をいっそう推進します。
- *必要な支援を的確に利用できるよう、サービス利用計画を活用したケアマネジメントを、相談支援事業所と市が連携して推進します。そのなかで、必要に応じて成年後見制度利用支援事業なども活用していきます。
- *地域での住まいの場として、共同生活介護（ケアホーム）や共同生活援助（グループホーム）の整備を推進します。また、一般の住宅での生活を推進するよう、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を実施します。
- *日中活動の場として、ニーズに応じた日中活動系サービスの確保を図ります。また、就労を希望する人への支援についても、ハローワークや就業・生活支援センター等と連携して推進します。
- *地域で必要な医療やリハビリテーション等が受けられるよう、関係機関等と連携して充実を図ります。
- *施設や病院で生活していた人を地域で受け入れ、日常的なつきあいを通じて見守りや支援をすすめていくよう、障害についての市民の理解を広くすすめていくとともに、関係機関、事業者等と連携して支援するしくみや担い手の養成を推進します。

（2）福祉施設から一般就労への移行

【目標値】

国は、第1期障害福祉計画の基本指針で、福祉施設から一般就労に移行する人を平成23年度に4倍にすることを目標として定め、第2期計画においてもこの目標は変更しないこととしています。

大阪府は、基準となる人数を、平成16年度の施設調書で府内の福祉施設から一般就労に移行した人のデータから204人と設定しました。これを施設利用者数で按分すると、本市では6.5人となります。

本市では、この大阪府の考え方に基づき、平成23年度には平成16年度の6.5人の4倍にあたる26人が、一般就労に移行することをめざすものとします。

福祉施設から一般就労に移行する人の目標

（単位：人）

	実 績			目 標		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般就労に移行	3	7	(11)	15	20	26
累計	3	10	(21)	36	56	82

（※）平成20年度は推計値

【推進方策】

- *就労に向けた準備（職業教育や訓練等）から、就職のための支援、継続的なフォロ

一までの総合的な就労支援をすすめていくために、地域自立支援協議会の就労支援部会などを通じて、さまざまな情報やニーズを集約して支援を行う就業・生活支援センターやハローワーク等の就労支援機関、自立相談事業、相談支援事業所等の相談支援機関、就労移行支援事業を行う事業所、支援学校などの連携をいっそう強化し、各々の障害種別の特性などもふまえた効果的な支援を推進します。

- *就労移行支援事業をニーズに応じて確保するとともに、支援の内容を充実し一般就労をすすめていくよう、事業所と就労支援機関、企業等が連携した取り組みを推進します。
- *就労に向けた訓練の場として、障害者委託訓練事業なども積極的に活用しながら、公的機関や企業等での実習の場を増やしていくよう取り組みます。
- *就労の場を確保するよう、障害者雇用や環境整備に関する啓発や理解に向けた取り組みを、ハローワークと連携するとともに、商工会議所や青年会議所等の協力を得ながら推進します。
- *職場への適応や定着をすすめるためにジョブコーチの活用を図るとともに、ジョブサポートー的な役割を担う人の養成などにも取り組みます。また、生活面を含めた継続的な支援を行っていくよう、就業・生活支援センターや委託相談支援事業所等と連携して、体制の整備を図ります。

障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項

長期的な視点にたって障害者施策を推進していくうえでの基本方向である「寝屋川市障害者長期計画」においては、社会情勢や課題の変化等をふまえて具体的に推進していくうえで重点的に取り組む事項を、3年ごとに策定する障害福祉計画で定めるものとしています。

第2期の障害福祉計画では、つぎの3点を重点事項として定め、地域自立支援協議会の部会やワーキングの取り組みと関連づけるとともに、必要に応じて個別にプロジェクトチームを設置し、関係機関・団体等と協力して推進していきます。

【第2期計画において重点的に取り組む事項】

1. 総合的な相談支援によるニーズの把握と、サービスへの的確なつなぎ、新たなサービス開発に向けた連携のしくみづくり
2. ライフステージを通じた発達支援のネットワークと、療育・教育支援、生活支援のしくみづくり
3. 関係機関・団体等との連携による就労・日中活動の場の拡大と、移行・定着のための支援の充実

1. 総合的な相談支援によるニーズの把握と、サービスへの的確なつなぎ、新たなサービス開発に向けた連携のしくみづくり

【背景と目的】

障害のある人のニーズを必要な支援に的確につなぐ相談支援は、障害者支援をすすめるうえでの「要」です。障害者自立支援法では三障害を一元化して相談支援を実施することとなりましたが、障害種別やライフステージ等で異なるニーズに対応できる専門性を確保しつつ、障害福祉サービス等の制度の枠組みにあてはまりにくい課題なども含めた多様なニーズに対応していくよう、相談支援に関わる機関等がネットワークを強化していくことで総合性が発揮できる体制づくりが求められます。

また、相談支援によって把握されたニーズを適切な支援につないだり、必要に応じて新たなサービスを創出していくよう、相談支援を行う機関や事業所とサービス提供を行う事業所等が情報や課題を共有し、連携して取り組んでいくるしくみを確立していく必要があります。

関係機関のネットワークを築き、協働して障害のある人の地域自立生活支援を推進するしくみとして設置している「地域自立支援協議会」の機能を強化し、相談支援とサービス提供がより密接に連携してニーズに対応できるしくみをつくります。

【重点的に取り組む事項】

(1) 地域自立支援協議会の充実

①長期計画推進委員会との一体的な運営

障害者長期計画および障害福祉計画をふまえながら、公民が協働して障害者支援に関する課題を集約し、総合的、計画的に課題解決をすすめていくよう、地域自立支援協議会の全体会と長期計画推進委員会の一体的な運営を図ります。

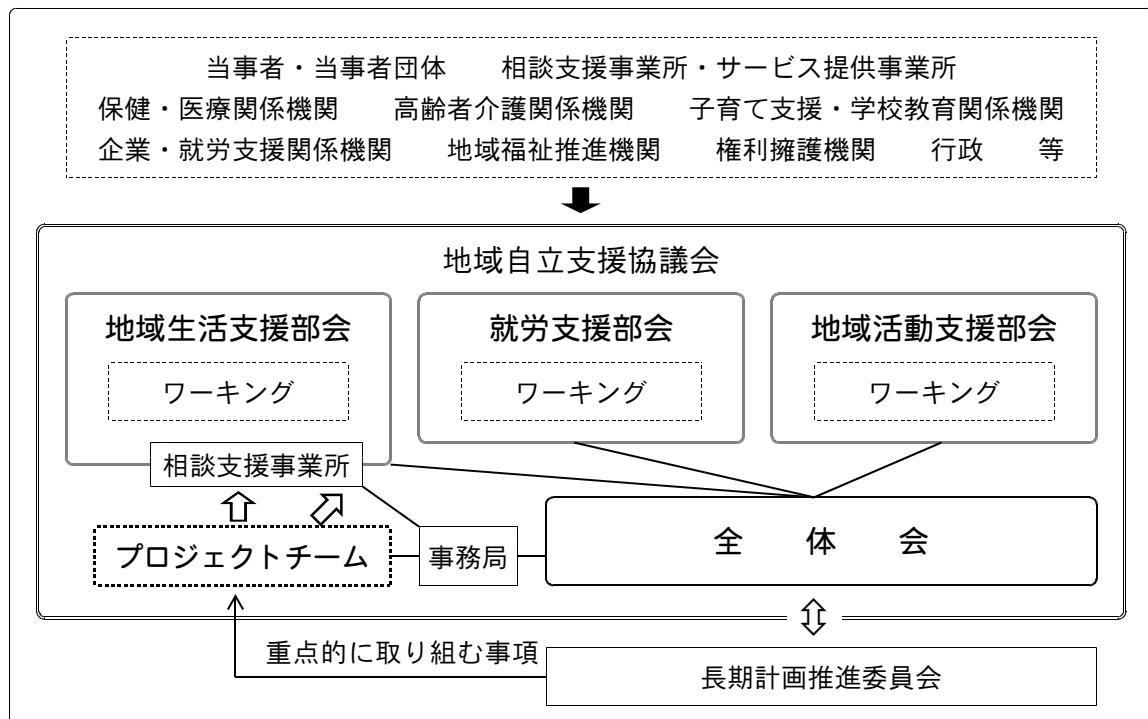
②部会、ワーキング、プロジェクトチームの設置の推進

障害者支援を推進していくうえでの課題に対応したネットワークをつくり、連携して取り組みを推進するための部会やワーキングを、既存の連絡組織等と調整を図りながら設置します。

また、「障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項」などの集中的な検討や推進を図るためのプロジェクトチームを設置します。

地域自立支援協議会の構成は、相談支援や生活支援に関する「地域生活支援部会」、一般就労や福祉的就労の支援に関する「就労支援部会」、当事者活動や障害者を支援する地域福祉活動等の推進に関する「地域活動支援部会」の3つの部会を基本として、ワーキングやプロジェクトチームでの取り組み状況や、今後の障害者施策等の動向等をふまえて調整していきます。

地域自立支援協議会の構成



③情報発信の充実

ネットワークを構築していくうえで不可欠な機関・団体間の情報共有をすすめるとともに、地域自立支援協議会で取り組んでいることなどを広く市民や関係者等に広報し、理解と協力を呼びかけていくよう、ホームページ等を活用した情報発信を充実します。

④事務局機能の構築

全体会、部会、ワーキング、プロジェクトチームの円滑な運営を支援していくために、市が相談支援事業を実施している事業者等と連携して事務局機能を構築するよう取り組みます。

(2) 総合的な相談支援体制の確立

①福祉事務所の相談支援機能の強化

障害者支援に関するさまざまな相談を受け止め、適切な部局や関係機関、事業者、関係団体等につないでいくことなども含めて的確な支援を行っていくよう、福祉事務所の相談支援機能を強化します。そのために、職員のスキルアップを図るとともに、地域自立支援協議会等を通じた関係機関等との連携をいっそう充実します。

また、福祉事務所で実施している手続き等について、ホームページでの申請用紙の配布など、市民の利便性を高めるための取り組みを可能なものから推進していきます。

②多様な相談に総合的に対応できる機能の充実

福祉事務所を中心として相談支援事業所や専門相談機関等が連携することで、さまざまな相談に総合的に対応できる機能を充実するよう、相談支援のネットワークをいっそう充実します。

そのために、地域自立支援協議会のワーキングである「相談支援ネットワーク会議」を通じた連携を充実するとともに、複数の機関や事業者等が連携して支援していくケースのケア会議を定例的に開催するなどのしくみづくりを推進します。

また、総合福祉センターを拠点として実施する専門相談等の充実をめざします。

③ピアカウンセリングの充実

同じ障害のある当事者どうしで相談しあうことで、お互いの立場を理解して効果的な支援につなぐとともに、相談する人・相談を受ける人がともに自立をすすめていく取り組みとして、ピアカウンセリングを推進します。

そのために、総合福祉センターの身体障害者福祉センター、知的障害者福祉センターの機能を活かした当事者活動とも連動し、より利用しやすいかたちで推進するよう、当事者団体等と連携して取り組みます。

④他分野の相談支援機関や事業所・医療機関、地域で活動している人々等との連携の推進

障害のある人の地域生活に関する多様な相談に身近な地域で対応するとともに、相談や支援が必要な人を地域で把握し、相談窓口に的確につなぐよう、地域包括支援センター、地域子育て支援センター、まちかど福祉相談所等の他分野の相談支援機関や、市民と身近に接する事業所や医療機関、民生委員や校区福祉委員、ボランティアなどの地域で活動している人々との連携を、地域自立支援協議会やケア会議等を通じていっそう推進します。

(3) ニーズとサービスをつなぐ取り組みの推進

①ケアマネジメントの充実

相談支援で把握したニーズを必要な支援に効果的につなぐよう、ケアマネジメントの手法による支援を充実します。

そのために、サービス利用計画を必要な人が利用できるよう、支給決定を的確に行うとともに、指定相談支援事業者の確保を図ります。

ニーズに応じた適切なケアマネジメントができるよう、実情をふまえたサービス支給決定ガイドラインの見直しを定期的に行います。また、地域のさまざまな資源を活用したケアマネジメントとするよう、地域自立支援協議会やケア会議等を通じた支援のネットワークを活かして、プランのレベルアップを図っていきます。

あわせて、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）や成年後見制度利用支援事業などを活用して、地域での自立生活への支援を推進します。

②ニーズに対応できるサービス確保のための取り組みの推進

ニーズに応じたサービスが的確に提供できるよう、サービス提供事業者、地域で活動している人々、行政や専門機関等が連携して、必要なサービス提供体制の確保を図るとともに、制度の狭間などにも対応するための新たなサービスの開発や地域福祉活動との連携などにも取り組みます。

そのために、地域自立支援協議会の部会、ワーキングで協議していくとともに、必要に応じてサービス開発に関するプロジェクトチームを設置し、事業者、活動者、行政等がそれぞれの特長を活かして役割を分担しながら、協働して取り組んでいきます。

2. ライフステージを通じた発達支援のネットワークと、療育・教育支援、生活支援のしくみづくり

【背景と目的】

発達や療育に支援が必要な人を、ライフステージの各場面の連続性を大切にして支援していくには、保健・医療・福祉、教育、就労などの分野が連携し、療育や保育、特別支援教育、就労支援、生活支援を総合的にすすめていく必要があります。

また、広汎性発達障害など、これまで制度的な支援が十分なされてこなかった課題や、それらによって生じる社会生活上の問題に対応していくための支援も求められています。

早期療育や特別支援教育等に関わる機関の連携組織として設置している「障害児関係機関協議会」の実績をふまえつつ、さらに幅広い関係機関・団体等が連携して、乳幼児期から就学期、就学後の就労や生活への支援を視野に入れた、継続的な取り組みをすすめるしくみづくりを推進します。

【重点的に取り組む事項】

(1) 発達支援をすすめるネットワークの構築

①ライフステージを通じた発達支援をすすめるネットワークの構築

乳幼児期から学齢期、成人期の各ライフステージを通じた療育、教育、生活支援を行っていくよう、保健・医療・福祉、教育、就労などの分野の関係機関による継続的な発達支援のネットワークを構築します。

特に、大きな節目となる就学期、学卒期に、一人ひとりのニーズや本人と保護者の思いに沿った進路の選択ができるよう、関係機関等の連携による情報提供や相談支援の充実を図ります。

そのために、地域自立支援協議会に発達支援に関するプロジェクトチームを設置し、関係部局や関係機関・団体等の参加のもとでの検討をすすめます。

②乳幼児期から就学期への連続性のある療育・発達支援の推進

発達支援をすすめるネットワークを構築していくなかで、乳幼児期の療育や保育、学齢期の教育や機能訓練、生活支援等に関わる機関等の連携を強化し、連続的な個別支援計画に基づく支援を推進します。

また、あかつき・ひばり園の機能を活かして学齢期の療育支援を行っていく方策などについても、地域自立支援協議会の発達支援に関するプロジェクトチームのなかで検討していきます。

(2) 発達障害のある人への支援の充実

①発達障害の早期発見・支援のしくみづくり

広汎性発達障害や学習障害、注意欠陥多動性障害などを含めた発達や療育に支援が必要な子どもを早期に発見し、保護者と協力して適切な支援を行っていくよう、発達障害についての市民の理解を深めるための広報等を推進します。

また、母子保健、障害児福祉、保育、教育などの現場や身近な地域でニーズ把握をしたり、保護者などからの相談に対応できるよう、関係機関・団体等と連携をして取り組むとともに、発見されたニーズを適切な支援につなぐためのプライバシーの保護を前提とした情報共有のしくみづくりを、地域自立支援協議会の発達支援に関するプロジェクトチームのなかで検討していきます。

②発達障害に関する総合的な相談機能の充実

発達に関して気がかりなことなどを気軽に相談できるよう、大阪府中央子ども家庭センターと連携しつつ、地域自立支援協議会の発達支援に関するプロジェクトチームのなかで関係機関等のネットワークを強化しながら、寝屋川市相談支援事業（知的障害者福祉センター）、あかつき・ひばり相談支援事業所等の拠点を活かした総合相談機能を充実するよう推進します。

③発達障害がある人への生活支援の推進

障害福祉サービス等の対象になりにくい発達障害のある人などに、個々のニーズに応じた生活支援をすすめていくよう、地域自立支援協議会の地域生活支援部会やサービス開発に関するプロジェクトチームなどを通じて、事業者や行政等が協働して取り組みます。

また、発達障害、高次脳機能障害、難病等がある人への支援の制度化をすすめるよう、取り組みを通じた実績や課題等もふまえて国・府に要望していきます。

3. 関係機関・団体等との連携による就労・日中活動の場の拡大と、移行・定着のための支援の充実

【背景と目的】

就労は経済的な安定を得るとともに、社会と関わり生きがいをもって生活する面でも大きな意義をもつものであり、一人ひとりのニーズに応じて就労や日中活動ができるよう支援していくことは、地域自立生活を支援していくうえでも重要です。障害者自立支援法は、「障害がある人がもっと働く社会」とすることを目的のひとつとして掲げており、一般就労への移行や福祉的就労の充実をいっそう推進することが求められています。

一般就労への移行と定着を推進するために、教育や就労と福祉の分野の関係機関・団体等が連携し、相互の理解と協力のもとでそれぞれの取り組みをより効果的にすすめていくよう、地域自立支援協議会の就労支援部会等を通じて推進します。

また、ニーズに応じた福祉的就労や日中活動の場を提供するよう、すばる・北斗福祉作業所がセンター的機能を発揮するとともに、教育・福祉の関係機関や事業者等が連携して取り組んでいきます。

【重点的に取り組む事項】

(1) 就労移行への支援の充実

①一般就労への移行と定着を支援するしくみの充実

就労に向けた訓練や福祉的就労、日中活動等をしている人が、希望に応じて一般就労に移行できるよう、障害種別ごとの特性などもふまえた支援を関係機関等が連携してすすめるネットワークとして、地域自立支援協議会の就労支援部会に就労移行に関するプロジェクトチームを設置するよう取り組みます。

②就業・生活支援センターの充実

障害者の就労支援とそれにともなう生活支援を一体的に行う就業・生活支援センターが、就労支援に関するさまざまな情報やニーズを集約し、関係機関等のネットワークを活かした、より幅広い連携のもとでの支援を行っていくよう、地域自立支援協議会の就労支援部会等を通じて協議しながら、機能の強化や事業内容の充実を推進します。

③就労移行支援事業の充実

就労移行支援事業の利用者がより多く一般就労に移行できるよう、各事業所での訓練の内容の充実や実習、就職活動への支援を連携してすすめていくために、すばる・北斗福祉作業所がセンター的機能を発揮するとともに、ハローワーク等の専門機関とよりいっそう協力していくよう、地域自立支援協議会の就労移行に関するプロジェクト

トチームを通じて取り組んでいきます。

④就労や実習の場を拡大するための取り組みの充実

障害のある人の就労の場や就労に向けた実習の場を拡大するために、市での取り組みを検討しながら推進します。

また、企業等への呼びかけも積極的に推進するよう、地域自立支援協議会の就労支援部会等を通じて就業・生活支援センターやハローワーク等の就労支援機関と連携するとともに、商工会議所や青年会議所等の協力を得ながら取り組んでいきます。

(2) 福祉的就労・日中活動の場の充実

①福祉的就労や日中活動の場の確保

多様なニーズに応じた福祉的就労や日中活動の場を確保していくために、日中活動系サービスの見込量に基づき、支援学校に通学している人のニーズなどもふまえて適切な新体系のサービスの確保を図ります。

そのために、すばる・北斗福祉作業所のセンター的機能をいっそう活かすよう指定管理者等と協力して取り組むとともに、地域自立支援協議会に福祉的就労に関するプロジェクトチームを設置し、施設協議会や支援学校等とも連携して推進します。

また、そのなかで医療的な支援が必要な人なども含めた重度の障害のある人の日中活動の場のあり方についても検討するとともに、重度者のニーズに対応した制度の充実を国・府に要望していきます。

②福祉的就労の充実を図るための取り組みの推進

就労継続支援事業（B型）などの仕事の確保や工賃アップを支援するために、市が製品や作業の発注を積極的に行いうよう、はたらきかけを強化します。

また、企業等への呼びかけを行っていくよう、地域自立支援協議会の福祉的就労に関するプロジェクトチームを通じて施設協議会等と連携するとともに、商工会議所、自治会等の地域組織などの協力を得ながら推進します。